コロナウイルス関

事業継続応援給付金

支援します。 支援金が行き届いていない事業者を 影響を受けたものの、県独自の一時 防止等重点措置区域への指定に伴う **八流の減少などにより、特に大きな** 県の非常事態宣言の発令やまん延

対象次の全てを満たす中小事業者 ① (1) 般消費者に対する対面販

観光関連事業者 売・対面サービス事業者

②県の非常事態宣言の発令や、 (2)(1)に経常的に商品・サービ スを提供する取引事業者 市

指定されたことに伴い、人流の がまん延防止等重点措置区域に

> 比で1割以上減少 高が、 を受け、5月または6月の売上 減少などにより特に大きな影響 前年または前々年の同月

③6月1日現在、市内で事業を営 で事業を営む意思がある んでおり、今後も継続して市内

④県の時短要請協力金や県独自の 時支援金の対象ではない

⑤まん延防止等重点措置に係る県 の要請に応じている

申込 7月7日3~9月3日休の間 に 郵送 ・ 市 HP 1事業者につき10万円

広報 ID1015587

(7月7日怺午前9時開設

高山商工会議所☎ 32-0380

各支所基盤産業課

*商工会議所や各商工会に相談する 程や相談方法(電話、窓口など)に 際は、事前の予約連絡を行い、 ついて、ご確認ください。



症拡大防止協力金(第5弾) 県】 新型コロナウイルス感染

場合、申請により売上高などに応じ 前5時~午後8時)や酒類を終日提供 て協力金が支払われます。 施設で、まん延防止等重点措置の対 象期間において、営業時間の短縮(午 しないなど、一定の要件を満たした 飲食店や飲食の提供ができる遊興

います。

ください。

雇用・産業創出課

7

対象者など、

詳細は市

HPをご確認

で、お忘れなくご使用ください。

①プレミアム付き商品券委員

会☎ 36-0520

②都市計画課 ☎ 57-7444

②公共交通応援プレミアム利用券

いずれも払い戻しはできませんの

①みんなで応援商品券

延長します。

する建物などの賃借料(令和2年10月

令和3年1月から、

事業者が負担

~令和3年3月分)の一部を助成して

申請期限は7月30日金まで

使用期限を延長

左記の使用期間を7月31日出まで

専用相談窓□

☎ 058-272-8192

国】月次支援金

されます。 (・個人事業者に月次支援金が給付 、売上が50%以上減少した中小法まん延防止等重点措置などに伴

申請者専用相談窓口

0120-211-240

コロナウイルス総合窓

場所 203会議室(本庁2階)⇒**市民ホール(本庁地下)**

平日 9:00~17:00 時間

でもご相談をお受けしています。

専用ダイヤル 36-0024 T

sougo-madoguchi@city.takayama.lg.jp